



2026年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ フ ・ シ ー ・ シ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 善 敬  
(コード：7296、東証プライム)  
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 事 業 管 理 統 括 長 坂 三 樹 伸  
(TEL. 053-523-2471)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月23日開催予定の第96回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、取締役の役割を経営に対する監督および重要事項の意思決定に明確に位置付けるとともに、業務執行については事業環境の変化に対して迅速かつ柔軟に対応するため、執行役員を中心とした体制により担うこととしております。取締役と執行役員の役割を明確にし、一層の取締役の機能強化と業務執行の迅速化を図る観点から、従来、取締役に付していた社長、専務、常務等の役付取締役としての役位については、執行役員制度に基づく役位として整理し、取締役に兼務する者についても役位を設けず、一律に取締役と位置付ける体制へ移行するものとします。

本定款変更は、上記の体制変更を踏まえ、現行定款第14条（招集権者および議長）、第21条（代表取締役および役付取締役）、第22条（取締役会の招集権者および議長）に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2026年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日 : 2026年6月23日（予定）

以上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |